

平成 28 年 4 月 発行



## 第43号の内容

- ▼アフィリエイト？ SNS?? マルチ取引???
- ▼本年 5/21 開始！電気通信サービス「初期契約解除制度」の注意点
- ▼消費者月間における催物
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

## アフィリエイト？ SNS?? マルチ取引???

友人を紹介すると儲かるという、マルチ取引の相談が増えています。SNSとかアフィリエイトという単語を用いた勧誘が目立っていますが、さて、どういう意味でしょう。

**事例1** SNSを通じて知り合った人から「次世代のビジネスに興味はないか」とセミナーに誘われた。面識はないが、ぜいたくな生活ぶりをSNSで披露していたので興味を持った。セミナーでは、「海外のオンラインカジノサイトのアフィリエイト広告にアクセスした客がオンラインカジノでかけたお金の数パーセントがもらえ、更に下部会員を増やしたらマージンがもらえる」と説明を受けた。「アフィリエイト会員になるには 20 万円程だが、儲かるのですぐ元は取れる」と言われ、カード決済した。契約書は貰っていない。よく考えると不安なので解約したい。(20 歳代 女性 学生)

**事例2** 幼馴染みから一緒にアフィリエイトの仕事をしなかと説明会に誘われた。説明会ではアドバイザーという人から「外国の富裕層向けに不動産投資を勧誘するビジネス」の話聞いた。「会員になるためには 60 万円程必要だが、ビジネスに参加する人を勧誘すると一人 2 万円のボーナスがもらえる」と勧められ、考えさせてほしいと何度も頼んだが、友人からも熱心に勧められ、断り切れずにスマホから申し込みをした。翌日、友人に断りたいと伝えたら、上位者から説得され断念させられた。解約したい。(20 歳代 男性 給与所得者)

**事例3** 大学生の友人から、SNSで「先輩と会わないか」と誘われカフェで出会った。先輩は「人生を変えよう」とビジネスの話をほのめかした。月 100 万円ほど稼いでいると聞き、興味を持った。先輩の上司という人から、アフィリエイトビジネスの講習を受けることを勧められ、受講料 75 万円は、「みんな消費者金融で借りている。ビジネスの収入で

すぐ返済できる」と言われたので、借金して申し込むことになった。契約書や領収書はない。心配なので辞めたい。(20歳代 男性 学生)

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。Facebook、Twitter、Instagram、LINEなどのことです。

アフィリエイトとは、インターネットを利用した広告の一種です。提携先の商品広告を自分のウェブサイトに掲載し、客がその広告を見て契約した場合は広告報酬がもらえるという仕組みです。

インターネットを利用したビジネスと称して簡単に儲かるような説明がされていますが、簡単にお金を稼ぐことはできません。

アフィリエイトは少ない初期費用で事業を開始できることがメリットの一つとされています。しかし、仲介業者に依頼して自分のウェブサイトを開設することが多く、その際に高額な契約を結びトラブルが発生しています。将来得られるかもしれない収入をあてにして、借金までして会員となるなど無理な契約をすることは決してしないでください。

マルチ取引は、身近な人や友人から誘われ、話を聞いているうちに断りにくい状況に陥るといった特徴があります。あいまいな態度を取り続けると、被害にあい、結果的には人間関係を損なってしまうことにもなります。

では、SNSで知り合った面識のない人を友達として信用していいのでしょうか。中には、問題ある契約へ誘導する業者もいます。

いずれにしても、契約の意思がない場合にはきっぱり断ってください。また、身近な人が困っている様子があれば、積極的に声をかけてください。

なお、マルチ取引では、クーリングオフや中途解約、取消しを行うことができます。トラブルになった場合は、1人で悩まず消費生活センターへ御相談ください。情報提供もお待ちしております。

---

---

## 本年5/21開始！電気通信サービス「初期契約解除制度」の注意点

電気通信事業法等の一部を改正する法律が本年5月21日に施行される予定です。これにより、「初期契約解除制度」が電気通信サービスに導入されます。

「初期契約解除制度」とは、利用者が、契約締結書面受領後等から8日間は相手方（電気通信事業者）の合意なく、契約を解除できる制度です。また、この制度に反する特約は無効となります。

しかし、「初期契約解除制度」には、次のような制約がありますので、注意が必要です。

- ① 特定商取引法のクーリング・オフ制度と異なり、利用者は一定の事務手数料（総務大臣が告示する額）を負担しなければなりません。
- ② 通信端末の購入契約やセキュリティサービス等のオプションサービスは、契約解除の対象外です。

- ③ 契約締結書面は、利用者の承諾があれば電子交付（電子メール、ウェブサイト、CD、URL等による交付）をすることが可能です。電子交付の場合、クリック等の有無を問わず、電子メール等の到達日から解除申出期間（8日間）が起算されます。
- ④ 移动通信サービスを店頭販売で契約した場合は、事業者が「確認措置」の認定を受けていれば適用除外となります。

※「確認措置」とは、電波のつながり具合や事業者による説明等が不十分であれば、「初期契約解除制度」に代えて、契約を解除できる制度です。「確認措置」の場合は、通信端末の購入契約やオプションサービスも含めて、手数料負担なしで解約できます。しかし、電波がつながりにくいことや、事業者による説明等が不十分であったことを、利用者と事業者がどう確認し合うのが課題になると思われます。

**滋賀県消費生活センターは昭和46年に開所され、今年で45周年を迎えました！**

◆◇ 困ったときは… まずは消費生活相談窓口へ御相談ください ◇◆

**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

**平日・土日 午前9時15分から午後4時まで**

**祝日・年末年始は除く**



相談してね！

### ★★5月は消費者月間です★★

※「消費者基本法」のもととなる「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に1988年から、毎年5月が「消費者月間」とされました。消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発等の事業が集中的に行われます。

### ●消費者月間記念シンポジウム●

日時・場所	テーマ	講師
5月28日(土) 14:00~16:30 ピアザ淡海3階 大会議室	○基調講演「消費者市民社会をめざして～消費者教育の推進とフェアトレード～」(仮題) ○パネルディスカッション「エシカルコンシューマー(倫理的な消費者)をめざして」	島田 広 氏 (弁護士、泉法律事務所)

問合せ・申込先：特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL077-518-0072/FAX077-518-0078

### ●消費者月間パネル展示●

日時	場所
5月 2日(月)～5月17日(火)	滋賀県庁 3階本館新館連絡通路
5月18日(水)～5月29日(日)	滋賀県立図書館 1階談話室
5月 9日(月)～5月20日(金)	滋賀県湖東合同庁舎 1階ロビー
	彦根市役所 1階ロビー

★平成28年度消費生活センター講座については日程・テーマ等決まり次第お知らせします★

## 滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県県民生活部県民活動生活課	大津市京町四丁目1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1148
長浜市環境保全課	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市生活交通課	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市住民生活相談室	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市市民生活相談課	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8125
米原市地域振興課	米原市下多良三丁目3	0749-52-8088
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通) ☎188(いやや!泣き寝入り!!)

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第43号(平成28年4月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成28年7月上旬に発行予定です。